

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和58年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1) 面接記録票 <u>(様式第1号)</u></p> <p>(2) 保護台帳 <u>(様式第2号)</u></p> <p>(3) 保護決定調書 <u>(様式第3号)</u></p> <p>(4) 保護金品支給台帳 <u>(様式第4号)</u></p> <p>(5) ケース記録票 <u>(様式第5号)</u></p> <p>(6) 受付簿 <u>(様式第6号)</u></p> <p>(7) ケース番号登載簿 <u>(様式第7号)</u></p> <p>(8) 保護申請書受理簿 <u>(様式第8号)</u></p> <p>(9) 医療券交付処理簿 <u>(様式第9号)</u></p> <p>(10) 介護券交付処理簿 <u>(様式第9号の2)</u></p> <p>(通知)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 局長は、被保護者が居住地を当該広域振興局又は当該地方振興局の所管区域外に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、<u>転出通知書(様式第10号)</u>により、新たな居住地の福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。</p> <p>(申請書)</p> <p>第4条 法第24条第1項又は第5項の規定による保護の開始又は変更の申請は、<u>保護申請書(様式第11号)</u>により行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第18条第2項に規定する葬祭扶助の申請は、<u>葬祭扶助申請書(様式第12号)</u>により行わなければならない。</p> <p>3 第1項の申請書には、保護の種類により福祉に関する事務所の長の指示するところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>給与証明書(様式第13号)</u></p> <p>(2) <u>住宅補修計画書(様式第14号)</u></p>	<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による面接記録票</u></p> <p>(2) <u>別に定める様式による保護台帳</u></p> <p>(3) <u>別に定める様式による保護決定調書</u></p> <p>(4) <u>別に定める様式による保護金品支給台帳</u></p> <p>(5) <u>別に定める様式によるケース記録票</u></p> <p>(6) <u>別に定める様式による受付簿</u></p> <p>(7) <u>別に定める様式によるケース番号登載簿</u></p> <p>(8) <u>別に定める様式による保護申請書受理簿</u></p> <p>(9) <u>別に定める様式による医療券交付処理簿</u></p> <p>(10) <u>別に定める様式による介護券交付処理簿</u></p> <p>(通知)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 局長は、被保護者が居住地を当該広域振興局又は当該地方振興局の所管区域外に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、<u>別に定める様式による転出通知書</u>により、新たな居住地の福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。</p> <p>(申請書)</p> <p>第4条 法第24条第1項 <u>(同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)</u>の規定による保護の開始又は変更の申請は、<u>別に定める様式による保護申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第18条第2項に規定する葬祭扶助の申請は、<u>別に定める様式による葬祭扶助申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>3 第1項の申請書には、保護の種類により福祉に関する事務所の長の指示するところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による給与証明書</u></p> <p>(2) <u>別に定める様式による住宅補修計画書</u></p>

(3) 生業計画書(様式第15号)

(決定通知書)

第5条 法第24条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、保護決定(変更)通知書(様式第16号)、保護申請却下通知書(様式第17号)又は保護停止(廃止)決定通知書(様式第18号)によらなければならない。

(検診命令書)

第6条 局長は、法第28条第1項の規定に基づき検診を受けるべき旨を命ずるときは、様式第19号による検診命令書、検診料請求書及び検診書を交付しなければならない。

(調査の囑託等)

第7条 法第29条の規定に基づく調査の囑託は、様式第20号により行わなければならない。

2 局長は、扶養義務者に対し、要保護者の扶養の可否を確認するために、扶養義務の履行について照会するときは、扶養照会書(様式第21号)により行わなければならない。

(入所依頼書)

第8条 局長は、法第30条第1項ただし書の規定に基づき入所を委託するときは、入所依頼書(様式第22号)により行わなければならない。

(町村長への通知等)

第9条 [略]

2 局長は、法第19条第7項第3号の規定により保護費の交付を町村長に委託するときは、当該交付日の3日前までに、保護費支給明細書(様式第23号)2部を送付するとともに、当該交付に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。

(保護施設設置届等)

第11条 法第40条第2項の規定による届出は、保護施設設置届(様式第28号のア)により行わなければならない。

2 法第41条第2項の規定による認可の申請は、保護施設設置認可申請書(様式第28号のイ)により行わなければならない。

(保護施設変更届等)

第12条 市町村は、その設置した保護施設について、法第41条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して14日以内に、保護施設変更届(様式第29号)により知事又は広域振興局長(以下「知事等」という。)に届け出なければならない。

(3) 別に定める様式による生業計画書

(決定通知書)

第5条 法第24条第1項、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、別に定める様式による保護決定(変更)通知書、保護申請却下通知書又は保護停止(廃止)決定通知書によらなければならない。

(検診命令書)

第6条 局長は、法第28条第1項の規定に基づき検診を受けるべき旨を命ずるときは、別に定める様式による検診命令書、検診料請求書及び検診書を交付しなければならない。

(調査の囑託等)

第7条 法第29条の規定に基づく調査の囑託は、別に定める様式により行わなければならない。

2 局長は、扶養義務者に対し、要保護者の扶養の可否を確認するために、扶養義務の履行について照会するときは、別に定める様式による扶養照会書により行わなければならない。

(入所依頼書)

第8条 局長は、法第30条第1項ただし書の規定に基づき入所を委託するときは、別に定める様式による入所依頼書により行わなければならない。

(町村長への通知等)

第9条 [略]

2 局長は、法第19条第7項第3号の規定により保護費の交付を町村長に委託するときは、当該交付日の3日前までに、別に定める様式による保護費支給明細書2部を送付するとともに、当該交付に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。

(保護施設設置届等)

第11条 法第40条第2項の規定による届出は、別に定める様式による保護施設設置届により行わなければならない。

2 法第41条第2項の規定による認可の申請は、別に定める様式による保護施設設置認可申請書により行わなければならない。

(保護施設変更届等)

第12条 市町村は、その設置した保護施設について、法第41条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設変更届により知事又は広域振興局長(以下「知事等」という。)に届け出なければならない。

2 法第41条第5項の規定による認可の申請は、保護施設変更認可申請書 (様式第30号) により行わなければならない。

(保護施設事業開始届)

第13条 保護施設の管理者は、その業務を開始した日から起算して14日以内に、保護施設事業開始届 (様式第31号) を知事等に提出しなければならない。

(被保護者状況変更届)

第15条 法第48条第4項の規定による届出は、被保護者状況変動届 (様式第32号) により行わなければならない。

(保護施設廃止の報告等)

第16条 省令第7条又は第8条の規定による報告又は通知は、保護施設廃止(縮小、休止)報告書 (様式第33号) 又は保護施設廃止(休止)通知書 (様式第34号) により行わなければならない。

2 法第42条の規定による認可の申請は、保護施設休止(廃止)認可申請書 (様式第35号) により行わなければならない。

第17条 削除

2 法第41条第5項の規定による認可の申請は、別に定める様式による保護施設変更認可申請書により行わなければならない。

(保護施設事業開始届)

第13条 保護施設の管理者は、その業務を開始した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設事業開始届を知事等に提出しなければならない。

(被保護者状況変更届)

第15条 法第48条第4項の規定による届出は、別に定める様式による被保護者状況変動届により行わなければならない。

(保護施設廃止の報告等)

第16条 省令第7条又は第8条の規定による報告又は通知は、別に定める様式による保護施設廃止(縮小、休止)報告書又は保護施設廃止(休止)通知書により行わなければならない。

2 法第42条の規定による認可の申請は、別に定める様式による保護施設休止(廃止)認可申請書により行わなければならない。

(医療機関等の指定申請書等)

第17条 省令第10条第1項の規定による申請は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関(助産師、施術者)指定申請書により行わなければならない。

2 省令第10条の2第1項の規定による申請は、別に定める様式による生活保護法指定介護機関指定申請書により行わなければならない。

3 法第50条の2(法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による変更の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関(介護機関、助産師、施術者)名称(所在地、その他)変更届書により行わなければならない。

4 法第50条の2の規定による事業の廃止又は休止の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関(介護機関、助産師、施術者)休止(廃止)届書により行わなければならない。

5 法第50条の2の規定による事業の再開の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関(介護機関、助産師、施術者)再開届書により行わなければならない。

6 省令第14第3項の規定による届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関(介護機関、助産師、施術者)処分届書により行わなければならない。

7 法第51条第1項(法第54条の2第4項及び法第55条におい

<p>(不服申立書)</p> <p>第18条 法に基づく処分に係る審査請求又は再審査請求は、審査(再審査)請求書(様式第41号)により行わなければならない。</p>	<p><u>て準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関(介護機関、助産師、施術者)指定辞退届書により行わなければならない。</u></p> <p>(不服申立書)</p> <p>第18条 法に基づく処分に係る審査請求又は再審査請求は、<u>別に定める様式による</u>審査(再審査)請求書により行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第41号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の生活保護法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出し、又は通知する申請書等又は通知書等について適用し、施行日前に提出し、又は通知した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の生活保護法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。